

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にA会社Y支社（以下「会社」という。）に採用され、営業職として業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社のロッカールームにおいて書類整理中にロッカーの上に置いてあったスチールの書類箱が後頭部に落下し、負傷したことから、B病院に搬送され「頭部打撲」と診断された。その後、複数の医療機関に転院し、療養を継続していたが、監督署長は、平成〇年〇月〇日をもって治癒していると判断した。

請求人は、治癒後も症状が残っているとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から同月〇日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人は既に治癒しているとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の傷病が平成〇年〇月〇日をもって治癒しているとして、その後の休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険制度における治癒とは、業務上の負傷又は疾病に対して、医学上一般に認められた医療行為を行っても、その医療効果が期待し得ない状態に至ったものであり、負傷にあつては創面がゆ合し、その症状が安定し、医療効果が期待し得なくなったとき、疾病にあつては急性症状が消退し、慢性症状は持続してもその症状が安定し、医療効果がそれ以上期待し得ない状態になったときをいうと解される。

(2) 請求人の症状改善の可能性について医証を検討すると、平成〇年〇月〇日付けのC医師の症状等照会回答書では、「ある程度は改善するが積極的な改善は難しい。症状固定として差し支えない」、「平成〇年〇月〇日ごろ症状固定見込み」と述べられている。また、平成〇年〇月〇日付けのD医師の症状等照会回答書では、「ある程度は改善するが積極的な改善は難しい」と判断した上で「既に症状固定」と述べられているところであり、最終医療機関であるC、D医師の意見を踏まえて、上記(1)の治癒の解釈に照らして判断すると、監督署長が請求人の傷病を少なくとも平成〇年〇月〇日をもって治癒とした判断は妥当であると認められる。

(3) なお、請求人は、受傷から既に9年以上を経過する長期間の療養をしているものの、平成〇年〇月〇日以降も通院を続け治療を受けており、症状の改善も見られると主張しているが、その状態は療養による医療効果が顕著であるとは認められず、上記(2)の結論を左右するものではない。

3 以上のとおりであるから、請求人の業務上の事由による傷病は、平成〇年〇月

○日をもって治ゆしたと認められ、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。